

## 日英包括的経済連携協定(日英 EPA) 関連条文

### 第二十一章 貿易及び女性の経済的エンパワーメント

#### 第二十一・一条 女性及び経済

- 1 両締約国は、自国の領域内の女性(労働者及び事業経営者を含む。)が国内経済及び世界経済に衡平に参加する機会を増大させることの重要性を認識する。
- 2 両締約国は、国際貿易において存在し得る女性に対する制度的な障害であって、女性が国内経済及び世界経済に衡平に参加することを妨げるものを軽減する計画を立案し、実施し、及び強化するに当たり、両締約国の多様な経験を共有することの利益を更に認識する。

#### 第二十一・二条 協力活動

両締約国は、この協定によって創出される機会に十分にアクセスし、当該機会から十分に利益を得るための女性(労働者及び事業経営者を含む。)の能力を向上させることを目的とする協力活動を行うことを検討する。当該協力活動には、助言又は訓練の提供並びに情報及び経験の交換であって、次の事項に関するものを含めることができる。

- (a)市場、技術及び資金調達への女性のアクセスの改善を目的とする計画
- (b)女性の指導的役割及びビジネスネットワークの発展
- (c)職場での柔軟性に関する最良の慣行の特定
- (d)2017年12月にブエノスアイレスで開催されたWTOの閣僚会議の機会における貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する共同宣言に関連する活動

#### 第二十一・三条 貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する作業部会

- 1 第二十三・四条の規定に基づいて設置される貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する作業部会は、貿易によって創出される機会に十分にアクセスし、当該機会から十分に利益を得るための女性の能力を向上させるという共通の目的を推進すること、前条に規定する協力活動の策定が女性の包摂的な参加を得て行われることを確保しつつ当該協力活動を実施すること並びに両締約国が合意するモニタリング及び検討の機会を与えることについて責任を負う。
- 2 貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する作業部会は、両締約国が合意する時期及び場所において、又は両締約国が合意する手段によって、会合する。

#### 第二十一・四条 紛争解決

この章の規定は、次章の規定による紛争解決の対象とならない。

(略)

#### 第二十三・四条 作業部会

- 2 合同委員会の下に次の作業部会をここに設置する。
  - (b)貿易及び女性の経済的エンパワーメントに関する作業部会。その責任については、第二十一・三条に定める。